

⊗ 飲酒運転は重罪です!

飲酒運転は、飲酒後にそのアルコールの影響がある状態で自動車などの車両を運転する行為をいいます。飲酒量にかかわらず、言語動作が正常でないなど、いわゆる酩酊状態で運転する行為を酒酔い運転、呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1mℓ中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為を酒気帯び運転といいます。飲酒運転には関係者に対する罰則もあります。

ドライバー

酒酔い運転の場合

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点 35点（免許取消し）

酒気帯び運転の場合

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点 呼気1ℓ中0.25mg以上 25点（免許取消し）

呼気1ℓ中0.15mg以上 0.25mg未満 13点（免許停止）



車両の提供者

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に対して、車両を提供した者

酒酔い運転の場合

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



酒類の提供者

飲酒運転をするおそれのある者に対して、酒類を提供した者

酒酔い運転の場合

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合

罰則 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



同乗者

ドライバーが酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう依頼・要求して、酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に同乗した者

酒酔い運転の場合

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合

罰則 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



※飲酒運転で事故を起こしたあと、アルコールの影響が発覚することを免れる目的で、さらにアルコールを摂取したり、その場を離れてアルコールの体内濃度を減少させるなどの行為をした場合は12年以下の懲役です。